

ご存じですか 成年後見制度



自分のために 家族のために 考えましょう

自分の判断能力に不安を感じたら

町内の高齢者を対象としたアンケートによると、およそ6割が、将来も介護サービスを受けながら自宅で暮らし続けたいと回答しています。

このような希望をかなえるには、必要なサービスを選び、契約する必要があります。では、一人での手続きが難しい場合や代わりにしてくれる家族がいない場合にはどうすればいいのでしょうか。

そんなときは、成年後見制度の利用をご検討ください。

大きく分けると2つあります。

1. 法定後見
本人の判断能力が不十分な場合、家庭裁判所に申し立て、本人を援助してくれる人(成年後見人等)を付けてもらう制度で、判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。

たとえば、認知症のある一人暮らしの高齢者が悪質な訪問販売員から高額な商品を買わされてしまっても、この制度を利用することによって契約をなかつたことのできる場合があります。

成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が家庭裁判所から選ばれると、本人

○成年後見制度とは？
財産の管理や介護福祉施設への入所のための契約を結んだり、相続の相談をしたりする必要があっても、本人が認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な場合は、自分一人でするのが難しいことがあります。

このような場合、家庭裁判所または公証役場での手続きを通して、本人をまもり、支援するのが成年後見制度です。

○成年後見制度にはどのようなものがありますか？

成年後見制度の相談窓口

●制度へのお問い合わせはこちらです

①地域包括支援センター(高齢者の場合)
(大河原町役場健康福祉課内)
☎ 51-3480 FAX 51-3481

②健康福祉課障害福祉係(障がい者の場合)
☎ 53-2115 FAX 53-3818
番号をお間違えなく！

2. 任意後見
今は元気でなんでも自分で決められるけど、将来は認知症になってしまいかも…という不安を感じているかたが、将来を見越して、あらかじめ選んだ代理人に自分の生活について、または入院や手術が必要になったとき、財産管理の手続きなどについて代理してもらえようという契約を、公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。公証役場で手続きを行います。

の不利益にならないように、本人に代わって契約などをしたり、同意したり、取り消したりすることによって、本人をまもり・支援します。

歯と口に向き合おう



大河原町保健センターで「歯と口の健康週間大河原大会」開催

6月7日、大河原町保健センターで「第29回 歯と口の健康週間大河原大会(主催：柴田郡歯科医師会、大河原町・柴田町・村田町・川崎町)」が開催され、来場者は約550人にも上りました。

大会では歯科医による歯科相談や無料フッ素塗布、食育コーナーなどが行われました。また、歯の川柳展示では平間慶喜さんの作品「君としか(歯科)怖くていけぬ歯医者さん」が最優秀賞の金賞に選ばれたほか、8020運動(80歳で20本の歯)達成者の表彰などが行われました。



▲柴田郡歯科医師会の先生に診てもらい、日ごろ歯や口について気になっていることを相談。人気のフッ素塗布には262人のかたが集まりました。



▲8020運動金賞の村上明治さん(西原区)はなんと92歳で28本も歯があります。右と左で交互にかむことが良い歯を維持できる秘けつだそうです。



▲持ち運びできる「歯を削る機械」で水ヨーヨーをつくらせて来場した子どもたちにプレゼント。水も空気も出る機械ならではの応用ですね。

学んだ料理広げます

世代交流いきいきプラザで料理伝達講習会

6月19日、ヘルスマイトさんが勉強会で学んだ料理を七草母親クラブの皆さんに伝える伝達講習会(主催：ヘルスマイト大河原・健康福祉課)が世代交流いきいきプラザで行われました。

講習ではヘルスマイトさんが「家族で野菜のおかずをひと皿増やす」をテーマに野菜をたくさん食べるコツをお話しした後、調理実習を行いました。メニューは、鶏肉と野菜の黒酢あんかけやニンジン一本を丸々擦りおろして作ったケーキなど野菜をふんだんに使ったものばかり。七草母親クラブの皆さんはお互いの家族の好みなどを話し合いながら和気あいあいと料理に取り組んでいました。



▲完成した料理を盛り付けている皆さん。いきいきプラザにあるIHヒーター(電磁調理器)も見事に使いこなしていました。